

令和7年度 自己点検シート

(介護報酬編)

((介護予防)訪問看護)

※「届出状況」の欄には、当該加算における市への体制届の提出の有無について記入してください。

※「算定状況」の欄には、前年度の4月1日以降における当該加算の算定の有無について記入してください。

事業所番号:33

事業所名 :

点検年月日:令和 年 月 日()

点検担当者:

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
		通院困難な利用者	通院困難な利用者	☐ 該当	
			通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者	☐ 該当 ☐ 対象なし	利用者に関する記録(アセスメント、サービス担当者会議の要点の記録等)
			(PT、OT、STによる訪問看護の場合)通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である者	☐ 該当 ☐ 対象なし	〃
		主治の医師の指示 (訪問看護ステーション)	主治の医師が交付した文書による指示	☐ 該当	訪問看護指示書
			指示書の有効期間内	☐ 該当	〃
			特別指示書の交付(頻回の訪問看護の指示)	☐ なし	特別指示書
		主治の医師の指示 (医療機関)	診療の日から1月以内	☐ 該当	
			特別指示(頻回の訪問看護指示)	☐ なし	診療録
		訪問看護計画書	訪問看護計画書	☐ あり	訪問看護計画書、サービス提供票
		所要時間の取扱い	訪問看護計画上に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で算定 ※実際に行われた時間ではなく、訪問看護報告に明示された所要時間により算定	☐ 満たす	訪問看護計画書、サービス提供票
			居宅サービス計画に沿い訪問看護を実施	☐ 満たす	居宅サービス計画、実施記録
	☐ 有 ☐ 無	傷病名等	末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者	☐ 非該当	訪問看護指示書、 精神科訪問看護指示書
			月途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の訪問看護又は介護保険の訪問看護から医療保険の精神科訪問看護に変更することは可能	☐ 該当	訪問看護指示書、 精神科訪問看護指示書
	☐ 有 ☐ 無	所要時間20分未満	短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
			20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む	☐ 該当	
			緊急時訪問看護加算の届出	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	複数回の算定	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合(20分未満を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。)にそれぞれの所要時間を合算	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
	☐ 有 ☐ 無	複数回の算定【続き】	1人の看護職員（保健師、看護師又は准看護師）が訪問看護を行った後、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合に所要時間を合算	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
			合算した場合、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、准看護師による訪問看護費を算定	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無		1人の看護職員又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が訪問看護を実施した場合は職種ごとに算定	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無	PT、OT、ST （訪問看護ステーション）	訪問看護業務の一環として実施	☐ 実施	訪問看護計画書、サービス提供票
			1回当たり20分以上かつ週6回以内	☐ 満たす	〃
			【訪問看護】 所定単位数の100分の90（1日に2回を超えて実施した場合）	☐ 該当	〃
			【介護予防訪問看護】 所定単位数の100分の50（1日に2回を超えて実施した場合）	☐ 該当	〃
			PT、OT、STによる訪問看護は、次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、当該年度のPT、OT、STの訪問看護費から1回につき8単位を減算する イ 前年の4月から当該年の3月までの期間のPT、OT、STによる訪問回数が、看護職員の訪問回数を超過している ロ 算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない	☐ 該当	〃
			PT、OT、STが訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に事業所の看護職員及びPT、OT、ST間で利用者の状況、実施した内容を共有	☐ 満たす	訪問看護記録書
			訪問看護計画書及び訪問看護報告書は看護職員（准看護師を除く。）とPT、OT、STが連携し作成	☐ 満たす	訪問看護計画書、訪問看護報告書
			主治医に提出する計画書はPT、OT、STが実施した内容も一体的に記載し、報告書には、PT、OT、STが提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付	☐ 満たす	〃

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
		PT、OT、ST (訪問看護ステーション)【続 き】	複数の訪問看護事業所を利用している場合、計画書及び報告書の 作成にあたっては当該複数の事業所間において十分な連携を図っ たうえで作成	☐ 満たす	訪問看護計画書、サービス提供票
			計画書及び報告書の作成にあたっては、利用開始時(※1)及び利 用者の状態の変化等に合わせ、定期的(※2)な看護職員による訪 問により利用者の状態の適切な評価	☐ 満たす	〃
			(※1)利用開始時とは、利用者が過去2月間(暦月)において当該 事業所から訪問看護(医療保険を含む。)の提供を受けていない場 合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。 利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は看護 職員が行うことを原則とする。	☐ 満たす	訪問看護記録書
			(※2)利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治 医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身 状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。 少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は看護職員による訪問により、利 用者の状態の適切な評価を行う。	☐ 満たす	訪問看護記録書
	☐ 有 ☐ 無	PT、OT、STが提供する介 護予防訪問看護の利用が1 2月を超える場合(介護予 防)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える場合は、P T、OT、STの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合 又は特定の加算を算定していない場合に受ける減算を算定してい る場合は、1回につき15単位を所定単位数から減算。算定してい ない場合は、5単位を所定単位数から減算	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
	☐ 有 ☐ 無	准看護師等の訪問	居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合 に、事業所の事情により保健師又は看護師が訪問する場合、所定 単位数の100分の90	☐ 該当	居宅サービス計画、実施記録 サービス提供票
			居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされて いる場合に、事業所の事情により准看護師が訪問する場合、所定 単位数の100分の90	☐ 該当	〃
			居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合 に、事業所の事情によりPT、OT、STが訪問する場合、PT、OT、S Tの所定単位数	☐ 該当	〃
			居宅サービス計画上、PT、OT、STが訪問することとされている場 合に、事業所の事情により准看護師が訪問する場合、PT、OT、S Tの所定単位数	☐ 該当	〃

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	緊急時訪問看護加算の届出	☐ あり	
			連携する事業所の名称、住所その他必要な事項の倉敷市長への届出	☐ あり	訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書
			所定単位数の100分の98(准看護師が実施した場合)	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
			保健師、看護師、准看護師が要介護5の利用者に実施(1月に800単位加算)	☐ 該当	〃
			急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合(1日につき97単位減算)	☐ 該当	〃
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	日割り計算(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合)	月の途中から利用した場合又は月の途中で利用を終了した場合	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
	☐ 有 ☐ 無		月の途中に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無		月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合又は他の要介護度から要介護5に変更になった場合	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無		月途中で末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態となった場合	☐ 該当	〃
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行っていない また、委員会の結果に従業者に周知徹底していない	☐ 該当	委員会の議事録
			高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	指針
			高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない	☐ 該当	研修資料、研修記録
			高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	☐ 該当	指針等
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない	☐ 該当	感染症に係る業務継続計画 非常災害に係る業務継続計画
			上記計画に従い必要な措置を講じていない	☐ 該当	

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
	☐ 有 ☐ 無	夜間加算	18時～22時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	☐ 該当	サービス提供票
	☐ 有 ☐ 無	早朝加算	6時～8時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無	深夜加算	22時～6時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無	複数名訪問加算 (共通)	利用者又はその家族等の同意	☐ あり	訪問看護計画書、重要事項説明書
			利用者の身体的理由により1人だけの訪問看護が困難	☐ 該当	サービス担当者会議等の記録
			利用者の暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等	☐ あり	〃
			上記の2つの状況に準ずると認められる場合	☐ 該当	〃
	☐ 有 ☐ 無	複数名訪問加算(Ⅰ)	両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
	☐ 有 ☐ 無	複数名訪問加算(Ⅱ)	訪問看護を行う1人が保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士であり、同時に訪問する1人が看護補助者	☐ 該当	訪問看護計画書、サービス提供票
			看護補助者は訪問看護事業所に雇用されている	☐ 該当	雇用契約書等
	☐ 有 ☐ 無	1時間30分以上の訪問	イ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書等 (「厚生労働大臣が定める状態」のイからホのいずれかに該当する状態)
			ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐ 該当	〃
			ハ 人口肛門又は人口膀胱を設置している状態	☐ 該当	〃
			ニ 真皮を越える褥瘡の状態	☐ 該当	〃
			ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐ 該当	〃
			保健師又は看護師が行う場合も准看護師が行う場合も同じ単位を算定	☐ 実施	サービス提供票

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
	☐ 有 ☐ 無	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い 1・2 (所定単位数×90／100) 3 (所定単位数×85／100)	1 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(同一敷地内建物等※1)に居住する利用者(3に該当する利用者を除く)に対し減算 ※建築物の管理、運営法人が訪問介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当	☐ 該当	訪問介護計画、サービス提供票
			(※1)同一敷地内建物等:事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なもの		
			2 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者に対し減算 ※介護予防訪問看護事業と一体的な運営をしている場合、介護予防訪問看護の利用者を含めて計算すること。 ※建築物の管理、運営法人が訪問看護事業所の事業者と異なる場合であっても該当	☐ 該当	
			3 1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し減算	☐ 該当	
			※2・3共通 ※1月間(暦月)の利用者数の平均(当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値)とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。		
			※1～3共通 減算対象は1～3に該当する建物等に居住する利用者のみ		
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特別地域訪問看護加算(共通)	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	中山間地域等における小規模事業所加算(共通)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在	☐ 該当	
			利用者への説明、同意	☐ あり	
		訪問看護	1月当たりの延訪問回数が100回以下	☐ 該当	居宅サービス計画、サービス提供票
		介護予防訪問看護	1月当たりの延訪問回数が5回以下	☐ 該当	介護予防サービス計画、サービス提供票

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
	☐ 有 ☐ 無	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	☐ 該当	利用者の基本情報
			通常の事業実施地域を越えてサービスを提供	☐ 該当	運営規程
			交通費の支払い	☐ なし	領収証
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	看護に関する相談に常時対応できる体制	☐ あり	対応マニュアル等
			利用者の同意	☐ あり	訪問看護計画書、サービス提供票
			緊急時訪問の際の早朝・夜間・深夜加算 (1月以内の2回目以降の緊急時訪問の場合のみ算定可)	☐ あり	実施記録、サービス提供票 居宅(介護予防)サービス計画
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの緊急 時訪問看護加算の算定の有無	☐ なし	サービス提供票
			医療保険における24時間連絡体制加算及び24時間対応体制加 算の算定の有無	☐ なし	
			他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	☐ なし	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)の要件を満たしている	☐ 該当	勤務記録表
			緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務 管理等の体制の整備(以下ア～カの項目のうち、ア又はイを含むい ずれかの2項目以上を満たしていること)		
			ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保	☐ 該当	
			イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで	☐ 該当	
			ウ 夜間対応後の暦日の休日確保	☐ 該当	
			エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	☐ 該当	
			オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐ 該当	
			カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の 確保	☐ 該当	

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特別管理加算 (共通)	計画的な管理の実施	☐ あり	訪問看護計画書
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の緊急時訪問看護加算の算定の有無	☐ なし	
			特別管理加算(医療保険)の算定の有無	☐ なし	
			他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	☐ なし	
			症状が重篤の場合、医師による診療を受診できるような支援の有無	☐ あり	サービス担当者会議等の記録
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特別管理加算(Ⅰ)	イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書等 (「厚生労働大臣が定める状態」のイに該当する状態)
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特別管理加算(Ⅱ)	ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐ 該当	主治医の指示書等 (「厚生労働大臣が定める状態」のロからホのいずれかに該当する状態)
			ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	☐ 該当	〃
			ニ 真皮を越える褥瘡の状態	☐ 該当	〃
			ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる場合	☐ 該当	〃
			上記ホの状態にある者の場合、点滴注射が終了した場合やその他必要な場合に主治医に対する速やかな状態の報告及び訪問看護記録書への記録	☐ 実施	訪問看護記録書

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	専門管理加算	☐ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。））にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。）	☐ いずれかに該当	訪問看護記録書等
			☐ ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）		
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	ターミナルケア加算	24時間連絡及び訪問の体制	☐ あり	
			ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族等に対する説明と同意	☐ あり	
			ターミナルケア提供についての記録		
			ア 終末期の身体症状の変化、看護の記録	☐ あり	訪問看護記録書
			イ 利用者、家族の精神的な状態の変化、ケアの経過の記録	☐ あり	〃
			ウ 利用者、家族の意向とそれに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	☐ あり	〃
			ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応	☐ 満たす	〃
			ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努める	☐ 満たす	〃
			死亡日及び死亡日前14日以内に2日（厚生労働大臣が定める状態の場合は1日）以上のターミナルケアの実施	☐ あり	サービス提供票
			他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	☐ なし	
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のターミナルケア加算の算定の有無	☐ なし	

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
		ターミナルケア加算【続き】	訪問看護ターミナルケア療養費及び在宅ターミナルケア加算(医療保険)の算定の有無	☐ なし	
			死亡月における算定	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りにかかる研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号のC001の注8(医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合(指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。))を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。)について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	☐ 該当	訪問看護記録書等
	☐ 有 ☐ 無	初回加算(共通)	過去2月間において、当該事業所から訪問看護(医療保険を含む)を受けていない	☐ 該当	
			新たに訪問看護計画書を作成	☐ 該当	訪問看護計画書
	☐ 有 ☐ 無	初回加算(Ⅰ)	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合 ※初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しない	☐ 該当	
		初回加算(Ⅱ)	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合 ※初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)による退院時共同指導	☐ 実施	訪問看護記録書
			利用者又はその看護に当たっている者に対して、病院等の主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供	☐ 実施	提供したことが分かる資料
			退院又は退所後の初回の訪問看護を実施した場合に1回に限り(特別な管理を必要とする利用者は2回)算定	☐ 該当	訪問看護記録書
			他の事業所の算定の有無	☐ なし	〃
			初回加算の算定	☐ なし	〃

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
		退院時共同指導加算【続き】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の退院時共同指導加算の算定の有無	☐ なし	訪問看護記録書
			医療保険における訪問看護の有無	☐ なし	〃
			指導の内容を訪問看護記録書に記録	☐ 実施	〃
	☐ 有 ☐ 無	看護・介護職員連携強化加算	たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに訪問介護員に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況を確認	☐ どちらかを実施	訪問看護記録書
			利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席	☐ 実施	〃
			訪問介護員と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録	☐ 該当	
			緊急時訪問看護加算の届出	☐ 該当	サービス提供票
			同行訪問の際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアプラン上に位置付けられた訪問看護費を算定	☐ 非該当	
			訪問介護員のたんの吸引等に係る基礎的な技術習得や研修目的での同行訪問		
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護体制強化加算（共通）	1 算定日が属する月の前6月において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50／100以上	☐ 該当	割合についての毎月の記録
			2 算定日が属する前6月において、事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20／100以上	☐ 該当	〃
			実利用者数は前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。（そのため、割合の算出において、利用者には、当該事業所を現に利用していない者も含むこと）	☐ 満たす	〃
			当該加算の内容について利用者又はその家族に説明の上、同意を得ている	☐ あり	訪問看護記録書等

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
		看護体制強化加算 (共通)【続き】	医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい	☐ 該当	
			継続的に所定の基準を維持 割合及び人数については、台帳等により毎月記録	☐ 満たす	割合についての毎月の記録
			訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が60/100以上	☐ 満たす	〃
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護体制強化加算(Ⅰ)(介護) 看護体制強化加算(介護予防)	算定日が属する月の前12月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	☐ 該当	割合についての毎月の記録
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護体制強化加算(Ⅱ) (介護)	算定日が属する月の前12月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	☐ 該当	割合についての毎月の記録
		口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施	☐ 該当	
			利用者の同意	☐ あり	
			歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行っている	☐ 該当	口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価情報提供書
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐ 該当	歯科医療機関との連携が確認できる書類等
			他サービスの介護事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること	☐ いずれも非該当	
			口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師または歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること		
			当該事業所以外の訪問看護事業所又は他サービスの介護事業所において、口腔連携強化加算を算定していること		

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(共通)	1 全ての看護師等ごとに研修計画の作成、実施	☐ あり(予定含む)	研修計画書(事業計画書)
			2 利用者情報、留意事項伝達(利用者のADLや意欲、利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況)、技術指導等の会議開催	☐ 概ね1月に1回以上	会議記録
			3 少なくとも年1回以上、事業主負担による健康診断の実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護師等のうち、勤続年数7年以上の職員	☐ 3割以上	職員台帳(履歴書)、資格証等
			前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること		割合についての毎月の記録
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護師等のうち、勤続年数3年以上の職員	☐ 3割以上	職員台帳(履歴書)、資格証等
			前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること		割合についての毎月の記録
		サービス種類相互の算定関係	【訪問看護の場合】 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けていない	☐ なし	サービス提供票
			【介護予防訪問看護の場合】 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	☐ なし	サービス提供票
			その者の居宅でない(小規模多機能型居宅介護を受け、宿泊している場合等)	☐ なし	サービス提供票
	☐ 有 ☐ 無	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性	☐ あり	利用者に関する記録(アセスメント、サービス担当者会議の要点の記録等)
	☐ 有 ☐ 無	施設及び医療機関を退所及び退院した日	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関の退所・退院日、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)でない(厚生労働大臣が定める状態にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要と認める利用者を除く)	☐ なし	サービス提供票